

第9章 その他環境

- 1 放射線
- 2 景観の保全と創造
- 3 快適な環境の確保

1 放 射 線

(1) 核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターに係る環境保全協定の締結等

苫田郡上齋原村人形峠には、核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターが立地し、ウランの製錬転換、濃縮等に関する研究開発が行われている。

県、上齋原村及び当時の動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）の三者は、昭和54年7月「動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所（現在の核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センター）周辺環境保全等に関する協定書（環境保全協定）」を締結した。

県では、この環境保全協定に基づき、サイクル機構に対し放射性物質等の放出の管理等を求めるとともに、昭和54年からサイクル機構人形峠環境技術センター周辺の環境を保全するため、環境放射線等の監視測定を行っている。

また、昭和63年8月に報道され問題となった捨石堆積場についても、当時の動燃に対して恒久対策を実施させるとともに、平成元年3月に捨石堆積場を環境保全協定の対象とする確認書を交わし、事業所周辺と同様に環境放射線等の監視測定を実施している。

さらに、「回収ウラン転換実用化試験」等につい

ては、県は「環境放射線等専門家会議」の意見を聴いたうえで、平成5年3月に了解し、これらの試験に関連して、回収ウラン中に含まれるプルトニウム等の監視測定も実施している。

これらの監視測定の結果は、学識経験者で構成される「岡山県環境放射線等測定技術委員会」において詳細に検討され、次のとおり、事業所等の周辺は平常な状態であるとされている。

●協定に基づく事前協議・事前指導

環境保全協定第5条の規定に基づく、新增設の協議は、平成14年度には、4件あり、環境保全等について審査指導を行い、これらの計画を了承している。

表9-1：事前審査・指導件数の推移

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
件数	4	19	27	13	8	4

●事業所周辺の環境放射線等の監視測定

サイクル機構人形峠環境技術センター及び捨石堆積場周辺の監視測定は上齋原村内の「人形峠」「赤和瀬」「天王」の3か所で空間ガンマ線線量率等の連

図9-1：核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等監視測定地点

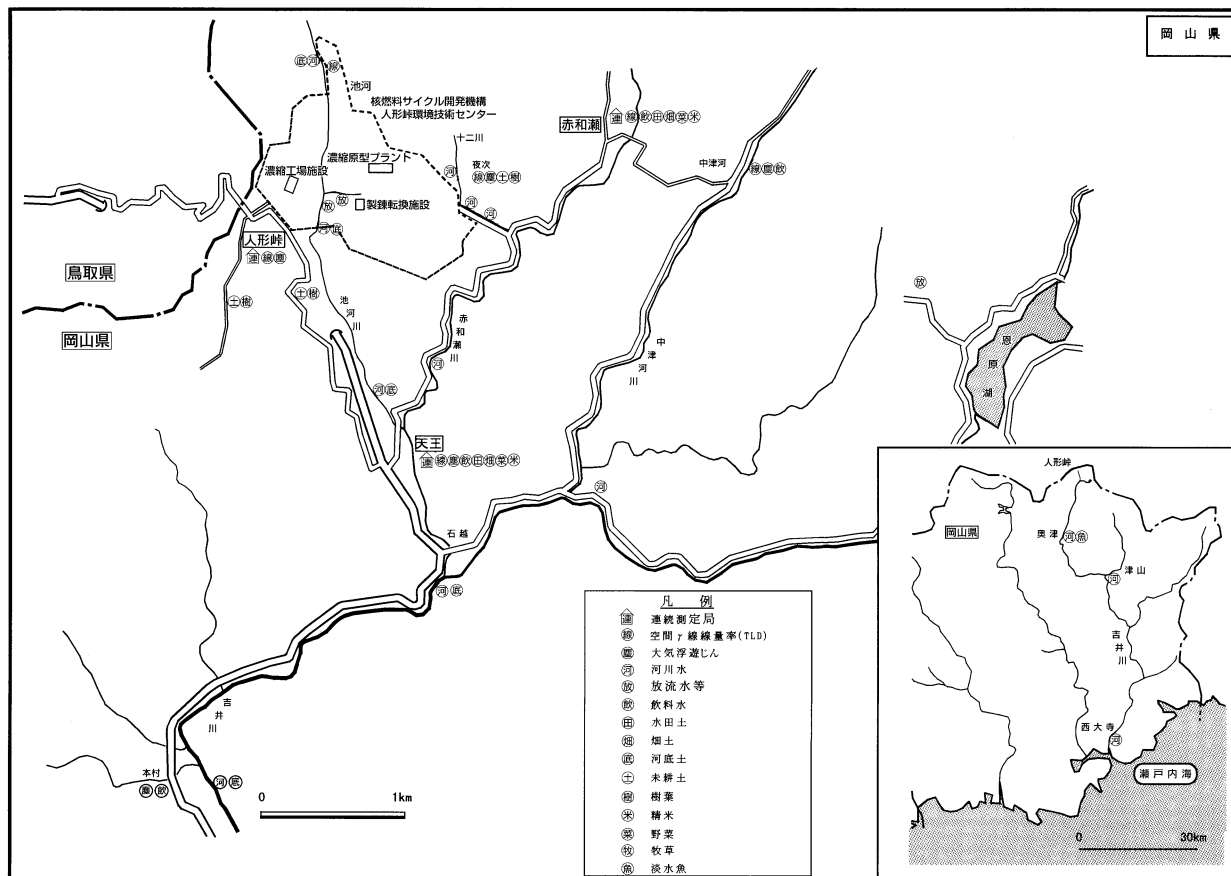


図9-2：中津河捨石堆積場周辺の環境放射線等監視測定地点

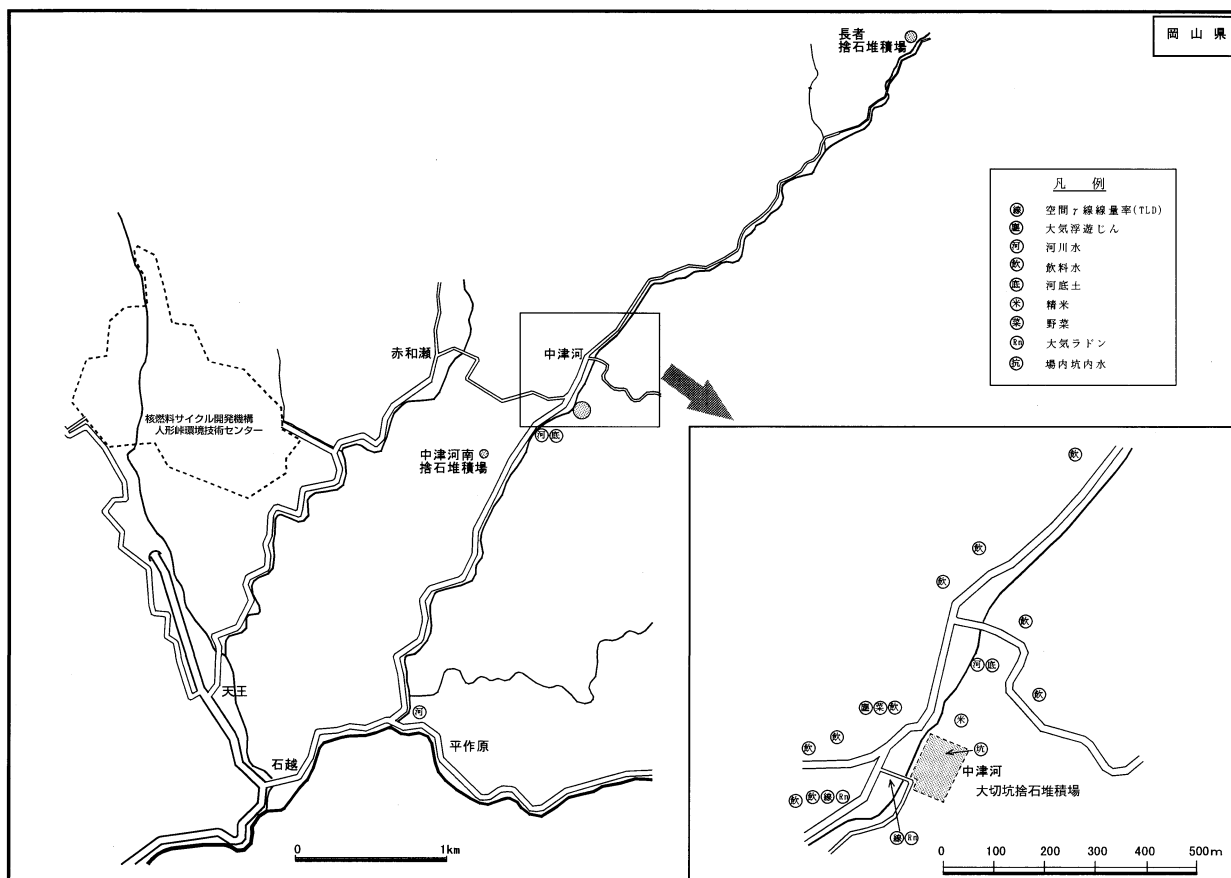
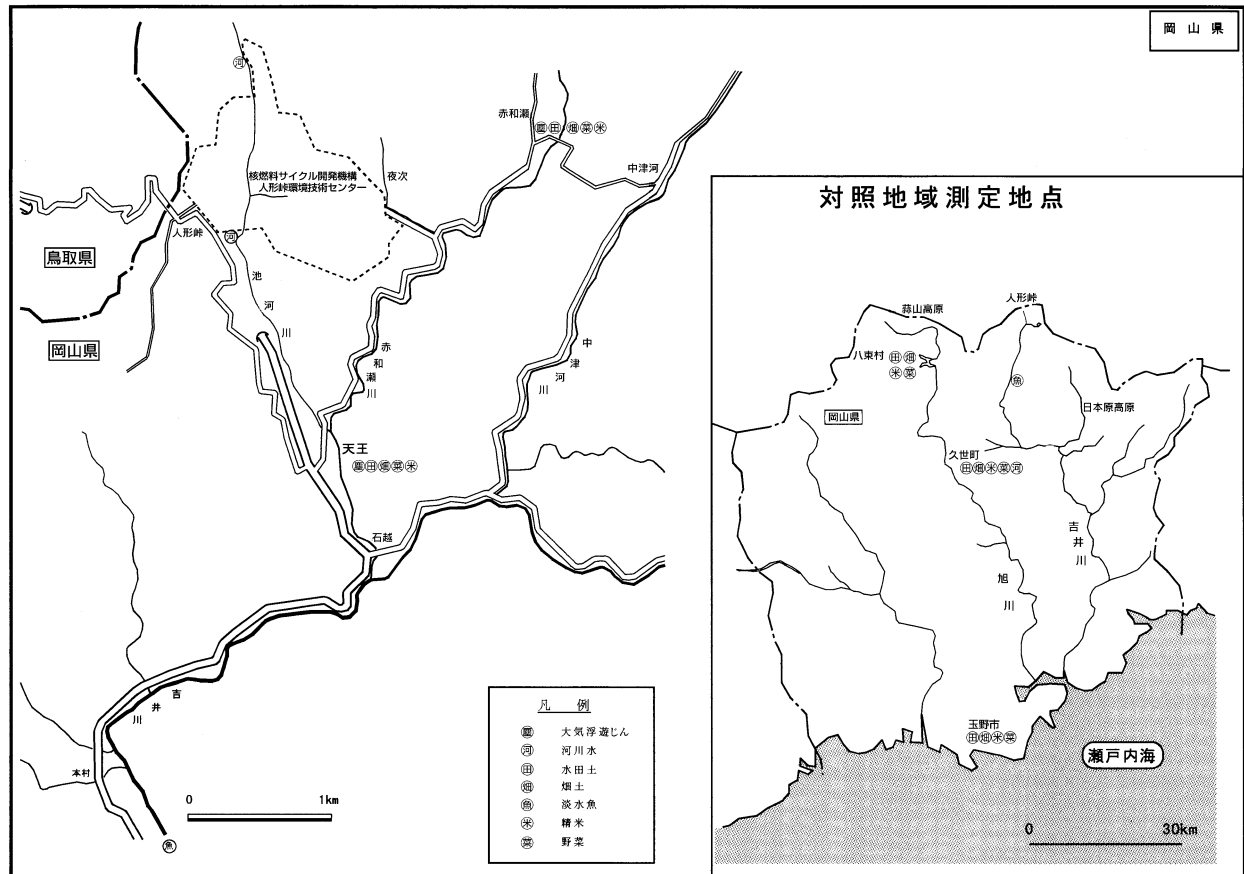


図9-3：プルトニウム等の監視測定地点



続測定を実施するとともに、大気、河川水等各種試料の採取測定を実施した。

測定対象及び測定地点は図9-1、図9-2のとおりで、これらの測定の結果、空間ガンマ線線量率、大気中ふっ素等管理目標値の設けられている項目はいずれも目標値以下であり、それ以外の項目については、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。
(測定データを資料編に掲載)

●プルトニウム等に係る監視測定

回収ウランの製錬転換実用化試験実施に伴うプルトニウム等監視測定は図9-3に示す地点で行っている。測定結果はいずれの核種項目でも文献による参考値の範囲内にあり異常は認められなかった。

なお、大気浮遊塵、河川水の一部及び土壌（畑土、水田土）からプルトニウム(239+240)が検出されたが、これらのプルトニウムはその検出レベル及び

その同位体比から過去に大気圏内で行われた核実験によるものであると考えられている。

(測定データを資料編に掲載)

(2) 原子力と安全対策

サイクル機構人形峠環境技術センターに関連して、原子力に関する正しい知識や安全対策等県の施策について広く県民に広報した。

主な内容は、次のとおりである。

- ・原子力の開発と安全に関するホームページの作成
- ・県民を対象にした人形峠施設見学会の開催
- ・人形峠アトムサイエンス館の原子力広報展示物の製作、維持
- ・環境監視のあらましに関するパンフレットの作成、配布

2 景観の保全と創造

私たちのふるさと岡山は、白砂青松の瀬戸内海や優美で緑あふれる山々など美しい自然に恵まれるとともに、吉備文化をはじめとする数多くの歴史的遺産や落ち着いたたたずまいを見せる街並みなど優れた景観を有している。

このような快適で文化の薫り高い岡山の景観を守り育て、さらに創造し、より優れたものとして次代に引き継いでいくため、昭和63年3月「岡山県景観条例」を制定し、条例に基づいて総合的な景観対策に取り組んでいる。

(1) 大規模行為の届出

景観条例に基づき、周囲の景観に大きな影響を与える大規模な建築物の新築などの大規模行為について、事前の届出を義務付けている。

県は、大規模行為と周囲の景観の調和を図るために定めた「大規模行為景観形成基準」により届出内容を審査し、必要に応じて届出者との協議を行い、また指導、助言を行うことを通じ、周囲との調和のとれた景観づくりを進めている。

平成14年度の届出件数は480件であった。

(詳細は資料編に掲載)

(2) 景観モデル地区

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として指定している。現在までに「高梁地区」、「吉備高原都市地区」、「渋川・王子が岳地区」の3地区をモデル地区として指定している。

(図9-4、表9-2)

●行為の届出

景観モデル地区内では、景観に影響を与えるおそ

れのある建築行為等について届出を受け、指導、助言を行うことを通じ、優れた景観づくりを進めている。
(平成14年度各モデル地区届出件数)

高梁景観モデル地区 15件

吉備高原都市モデル地区 14件

渋川・王子が丘モデル地区 0件

(詳細は資料編に掲載)

(3) 背景・借景の保全

歴史的・文化的に優れた施設等の背景・借景を保全するため、「背景保全地区」として「後楽園地区」、「吹屋地区」、「閑谷地区」の3地区を平成4年6月2日に指定し、大規模行為の計画構想段階からの事前指導により、景観誘導を行っている。

なお、今までに事前指導申出があったのは主に後楽園地区で、吹屋地区は1件、また、閑谷地区については事前指導の申出は提出されていない。

(平成14年度申出件数)

後楽園地区 15件

(図9-4)

(4) アドバイザーの活用

望ましい景観づくりのため「景観対策推進アドバイザー制度」を設け、建築、造園、デザイン等に専門的な知識を有する者10人を委嘱し、大規模行為の指導等を行う上で必要がある場合にアドバイスを受けている。

(5) 市町村景観対策の推進

地域における景観づくりを積極的に推進するため、市町村景観条例の制定や景観形成基本方針の策定等、市町村の景観対策に対し指導・援助を行っている。現在までに、新庄村、八束村、中和村、川上村の4村で景観条例が制定されている。また、岡山

市、牛窓町、加茂川町、佐伯町、倉敷市、高梁市、湯原町、川上村、八束村、中和村、津山市の4市4町3村で景観形成基本方針が策定され、県は策定のために必要な経費の一部を助成している。

また、地域の景観を守り育てるために、自治会や

町内会単位で景観形成住民協定を結ぶことができる。県は協定を認定し、その内容を公表するとともに、その区域間での修景事業に必要な経費の一部を助成している。

(表9-3、表9-4)

図9-4：岡山県景観条例に基づく指定地区位置図



表9-2：景観モデル地区の指定状況

名 称	市 町 村 名	面 積	指 定 年 月 日
高梁景観モデル地区	高梁市	580ha	平成2年1月9日
吉備高原都市景観モデル地区	加茂川町・賀陽町	446ha	平成5年6月15日
		拡張後 509ha	平成8年3月8日拡張
		拡張後 697ha	平成9年7月25日拡張
渋川・王子が岳景観モデル地区	倉敷市・玉野市	556ha	平成6年7月29日

(6) 普及啓発

景観に対する県民、事業者の意識の高揚を図るため、啓発用パンフレットを作成・配布している。

表9-3：市町村の景観条例制定状況

市町村名	名 称	制定等年月日	備 考
新 庄 村	新 庄 村 景 観 保 存 条 例	平成4年3月12日	全面改正※
八 束 村	八 束 村 景 観 条 例	平成3年12月24日	制定
中 和 村	中 和 村 景 観 条 例	平成4年3月11日	制定
川 上 村	川 上 村 景 観 条 例	平成4年9月25日	制定

※平成3月3月12日に定めた「新庄村景観保存条例」を全面改正したもの

表9-4：景観形成住民協定締結の状況

名 称	締結年月日	認定年月日
東栗倉村野原地区美しいまちづくり協定（18戸）	平成3年3月7日	平成3年6月7日
東栗倉村中谷第五組合美しいまちづくり協定（11戸）	平成3年10月9日	平成3年11月1日
佐伯町塩田地区美しいまちづくり協定（53戸）	平成5年11月26日	平成5年12月17日
佐伯町河本地区美しいまちづくり協定（20戸）	平成7年7月20日	平成7年8月28日
佐伯町父井原小原地区美しいまちづくり協定（12戸）	平成8年4月1日	平成8年8月2日

3 快適な環境の確保

県では、美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現するために、「落書き」、「空き缶等の投棄」、「自動車等の放置」、「光害（ひかりがい）の防止」について定めた「岡山県快適な環境の確保に関する条例」を平成14年4月1日から施行している。

●内容

落書きに対する措置 - 落書きを禁止し、違反者へは罰則を適用 5万円以下の罰金 - 県管理の施設については消去も命令
空き缶等の投棄に対する措置 空き缶等の投棄を禁止
自動車等の放置に対する措置 - 自動車等の放置を禁止 - 県管理の土地へ放置された自動車等を迅速な手続きにより撤去し、違反者へは処分費用等を請求
光害の防止に関する措置 - 屋外照明の上方への漏れ光等を規制 - 屋外におけるサーチライト等の投光器は原則使用を禁止し、違反者に対しては使用停止命令を行い、命令違反者へは罰則（行政罰）を適用 5万円以下の過料